

令和7年11月21日  
(照会先)  
コンプライアンス部  
コンプライアンスグループ長 太田 幸雄  
参事役 平原 真樹  
(電話直通 03-5344-1112)  
経営企画部広報室長 金澤 美保  
(電話直通 03-6897-8092)

報道関係者 各位

## 職員の制裁(令和7年度上半期分)について

令和7年度上半期(令和7年4月～令和7年9月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、戒告処分については、原則半期ごと一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※)	制裁内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	中村年金事務所 エルダー職員(60代)	戒告	5月2日	年金給付関係の届書を自ら作成等していたもの
2	浜松西年金事務所 室長(40代)	戒告	7月8日	事実と異なる年金相談予約を登録していたもの
3	松山西年金事務所 所長(50代)	戒告	7月11日	厚生年金関係書類の処理を遅延させていたことについて、本部に報告していなかったもの

※ 被処分者の所属・役職は行為時のもの

以上